

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）第10条	公民館の使用料の減免	生涯学習課 中央公民館 上田公民館 西部公民館 見前地区公民館 飯岡地区公民館 乙部地区公民館 中央公民館太田分館 好摩地区公民館 玉山地区公民館 藪川地区公民館 松園地区公民館

- 1 審査基準は、別紙の盛岡市公民館使用料減免基準（平成16年7月20日市長決裁）に定める基準（見前地区公民館、飯岡地区公民館及び乙部地区公民館にあつては、別紙の盛岡市都南地域地区公民館使用料減免基準（平成29年3月24日市長決裁））とする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

盛岡市公民館使用料減免基準

平成16年 7月20日 市長決裁

平成16年 7月20日 施行

講堂等及び設備の基準

(1) 社会教育関係団体等が使用する場合

使用形態	使用団体等	減免率	備考
1 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用するとき	(1) 社会教育活動運営費補助団体	免除	別表のとおり。 ※下部組織を含む。
	(2) 社会教育関係団体	80%	教育長が承認した団体
2 コミュニティ団体がコミュニティ活動のために使用するとき	コミュニティ団体	免除	市内の町内会等
3 市内の公共的団体が市の行政に寄与する目的のために使用するとき	市が委嘱している委員等で構成している団体	免除	
4 市、市教育委員会等の共催又は後援により使用するとき	(1) 共催団体	免除	会場提供の条件のあるもの
	(2) 共催団体	50%	会場提供の条件のないもの
	(3) 特に認める後援団体	50%	会場使用料の減額条件があるもの
5 公民館の講座等終了後の育成団体が使用するとき		免除	講座終了日の翌日から1年間 ※この期間終了後は1の社会教育関係団体の扱いとする。

(2) 障害者が使用する場合

使用形態	使用団体等	減免率	備考
1 障害者が個人で使用するとき		免除	
2 障害者の福祉増進に資するものと		免除	1 障害者が参加することを目的とした集会等のために

市長が認めたものに使用する時		使用する時 2 使用する者の半数以上が障害者（介護者を含む。）である時
----------------	--	--

(3) 小学校、中学校が教育課程として使用する時

使用形態	使用団体等	減免率	備考
市立又は市内の国立若しくは私立の小中学校が教育課程として使用する時		免除	

別表

- 1 盛岡市子ども会育成会連絡協議会
- 2 ボーイスカウト盛岡地区協議会
- 3 盛岡市少年指導員連絡協議会
- 4 盛岡市PTA連合会
- 5 盛岡市自治公民館連絡協議会
- 6 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会
- 7 盛岡ユネスコ協会
- 8 盛岡芸術協会
- 9 たまやま女性団体協議会

## 盛岡市都南地域地区公民館使用料減免基準

平成29年3月24日市長決裁

盛岡市都南地域の地区公民館使用料減免基準を次のとおり定める。

- 1 公民館使用料の免除の対象となる団体等及び減免事由は、次のとおりとする。
  - (1) 市及び市関係機関（議会、農業委員会、選挙管理委員会等）が主催して使用する  
とき。
  - (2) 市教育委員会事務局、市都南地域内の市立小中学校及び市教育機関が主催して  
使用する  
とき。
  - (3) 市都南地域内の高校生が在学している学校が主催して使用する  
とき。
  - (4) 公の支配に属せず、営利を目的としない社会教育事業を行う団体が使用する  
とき。  
※ 上記団体＝自治公民館、子ども会、子ども会育成会、女性の会、各種の社会  
教育学級、アマチュアスポーツ団体、青年会、小・中・高P T  
A、各種のグループ・サークル等
  - (5) 営利を目的としない市都南地域内機関又は団体で、都南地域の地域づくりに貢  
献する機関・団体が主催して使用する  
とき。  
※ 上記機関・団体＝町内会・自治会、交通安全協会、交通安全母の会、防犯協  
会、老人クラブ等
- 2 公民館使用料の減額については、原則として行わない。
- 3 この基準は、平成29年4月1日から実施する。